

基本政策2 安全・安心・快適な定住環境の向上

政策2-(1) 自然環境の保全・活用

○現状と課題

平成30年7月に発表された国の第5次エネルギー基本計画では、福島第一原発の事故を受け、再生可能エネルギーの拡大と原発依存度の低減、化石燃料などエネルギーの海外依存抑制を図り、脱炭素化エネルギーの開発に主導的な役割を果たしていくとしています。

本市においても、国の固定価格買取制度（注29）の後押しなどもあって、風力、太陽光発電施設が増加してきており、小水力発電などを含め、長期的な自然環境の保全に資する低炭素社会の構築に向けた開発が進められております。

市民生活においては、資源ごみのリサイクル、古着回収事業、コンポスト（生ごみの堆肥化など）の普及を図り、ごみの減量化・循環型社会への転換を進めています。また、地域住民による環境保護への取り組みも定着し、各町内会単位のクリーンアップ（環境美化活動）の持続的な実施、学校や各種団体、企業による積極的な美化活動が行われています。

また、国・県管轄の親水型河川環境の整備とともに、松ヶ崎親川地区の自然保護区域の除草や散策路の保全、不法投棄防止活動を地元住民の協力を得ながら行い、ふるさと景観の保全に大きく貢献しています。

今後も、市民の誇りであり、本市最大の財産でもある豊かな自然環境を次代に継承するために、資源循環型社会の形成、地球温暖化防止の推進、ふるさと景観の保全を一体的に推進していく必要があります。

○6年間の方向性

世界的な問題である地球温暖化を防止するため、国の2050年カーボンニュートラル宣言を指針として、再生可能エネルギー及び地域に賦存する様々なエネルギー資源の積極的な利活用を図ることにより、低炭素社会の構築と資源循環型社会の形成を推進します。

さらに、市民、地域、事業者、大学、関係機関などが一丸となって、自然環境を活かした地域の新たな魅力づくりに繋がる、ふるさと景観の保全を積極的に推進します。

注29 固定買取制度：再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。

○目標と推進施策

目指す姿	資源循環型社会の形成
主要施策	施策の概要
2-(1)-① バイオマстаун構想の推進	1. 家畜排泄物、生ごみ、廃食用油、下水汚泥等の廃棄物系バイオマスの有効利用 2. 稲わら、もみ殻、間伐材等の未利用系バイオマスの利用促進 3. 市民等への普及・啓発の推進 4. バイオマстаун構想の見直し
2-(1)-② ごみの減量化・資源化の促進	5. ごみの減量化（3R）運動の推進
2-(1)-③ 事業基盤の整備	6. 新一般廃棄物処理施設の整備

成果指標	現状値	目標値
1人1日当たりごみ排出量（家庭系ごみ）(g)	549g (H30)	528g (R7)
廃棄物系バイオマス炭素換算利用率(%)	80.3%	90.7%
未利用系バイオマス炭素換算利用率(%)	25.2% (H30)	36.8% (R7)

目指す姿	地球温暖化の防止（CO ₂ （二酸化炭素）排出量の削減）
主要施策	施策の概要
2-(1)-④ 地域エネルギーの利活用の推進	7. 風力、太陽光等の再生可能エネルギーの利活用の推進 8. 地熱の利活用の検討 9. 2050年カーボンニュートラルに向けた、再生可能エネルギー設備の導入と地球温暖化防止対策の推進

成果指標	現状値	目標値
小水力発電施設設置数（箇所）	1箇所 (H30)	3箇所 (R6)

目指す姿	ふるさと景観の保全
主要施策	施策の概要
2-(1)-⑤ ふるさと景観の保全	10. 花壇づくり活動、緑化活動の推進 11. 美化活動、不法投棄防止活動の推進 12. 北限群落のタブノキの生息地（松ヶ崎親川地区）を始めとする保護地域の保全 13. 歴史的・文化的景観の保全 14. 農村・農景観の保全
2-(1)-⑥ 市民と一緒にした活動の推進	15. 市民参加の促進、市民の環境意識の向上 16. 市民、地域、事業者、関係機関による鳥海山・飛島ジオパークの推進
2-(1)-⑦ 河川整備の推進	17. 親水型河川環境の整備

政策2-(2) 快適な住環境の整備

○現状と課題

快適な住環境の形成には市街地の計画的な整備が基本となります。

市街地整備は、JR羽後本荘駅周辺整備事業、地方街路交付金事業【(都) 停車場栄町線】の整備を進め、交通の利便性・安全性とともに街並景観の向上を図ります。また、公園施設老朽化対策事業を行い、安全・安心な施設提供及び、文化、歴史を活かす景観づくりを進めています。

老朽化等により更新時期を迎えている市営住宅等のストックについて、公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修や建替整備等を順次実施しています。

また、安全安心な定住環境の向上を図るうえで、耐震化の促進は重要であり、民間住宅の耐震化に向けた普及啓発や耐震診断支援等の事業を継続的に進めています。

上水道・簡易水道の統合により市全体の水道の運用は安定しましたが、不安定な水源や基幹施設が増大し、近い将来は、施設の維持管理費が課題となります。安定水源への移行と併せ、基幹施設のあり方の見直しが必要となっております。

公共下水道事業は、本荘地域を除きほぼ100%の整備率となっています。また、快適で衛生的な生活を確保する下水道の整備と地域の実情に適した生活雑排水対策を計画的に進めています。

今後、定住人口の維持と子育て環境の向上を目指し、由利本荘総合防災公園や遊休施設を活用した新たにぎわい拠点を創出するとともに、すべての地域で快適な住環境を維持・向上していくことが重要な課題となります。

○6年間の方向性

中心市街地の都市機能集積を周辺地域の生活機能に活かしながら、地域の教育、医療・福祉、商業などの集落ネットワーク圏の形成を図るとともに、機能集積地と各集落を結ぶ交通体系の強化、上下水道などの生活基盤を整備し、定住に加え、市外からの移住者の受け入れなどが進む、安全・安心・快適な住環境の整備に取り組みます。

○目標と推進施策

目指す姿	地域毎のにぎわい拠点の創出
主要施策	施策の概要
2-(2)-① 適切な土地利用の推進	1. 国土利用計画に基づく土地利用の推進 2. 地籍調査の推進 3. 商業集積、生活機能集積（コンパクト化）に向けた事業推進 4. 機能集積地と居住地を結ぶ公共交通の確保 5. 由利本荘総合防災公園を核とした新たなにぎわい拠点の形成 6. 親子が自由に遊べる子育て支援の拠点施設の整備と遊休施設の利活用
目指す姿	定住環境の向上
主要施策	施策の概要
2-(2)-③ 良質な住環境の形成	7. 空き家の状況把握及び危険家屋の特定 8. 民間主体の高齢化に配慮した住環境・住景観の整備促進 9. 市営住宅の建替え整備・長寿命化の実施 10. 耐震基準に達していない個人・民間住宅の耐震化促進 11. 自然環境を活かした公園・緑地の整備による市民のふれあいの場、子どもの遊び場や親子交流の場及び観光拠点の設置
2-(2)-④ 上下水道及び生活雑排水対策の推進	12. 净水施設の建替え又は改修による基幹施設の集約と、管路の耐震管への布設替えによる水道事業の推進 13. 鳥海ダムからの水道水利用のための施設整備の促進 14. 地域特性に応じた効率的かつ経費削減につながる公共下水道事業の推進 15. 既処理施設の老朽化に伴う長寿命化の実施 16. 净化槽設置整備事業の推進（下水道区域以外） 17. 既処理施設の老朽化に伴う機能強化の実施
2-(2)-⑤ 都市ガス事業の推進	18. 環境にやさしい由利原産天然ガスによる都市ガス事業の推進とガスの安心・安定供給
成果指標	現状値
危険度の高い空き家等の戸数（戸）	55戸 (H 30)
民間住宅の耐震化率（%）	66.6% (H 25)
目標値	
	60戸 (R 7)
	95.0% (R 7)

政策2－(3) 機能的な社会基盤の整備

○現状と課題

広域的な交流と産業の活性化を支える広域道路網整備として、日本海沿岸東北自動車道等の全線開通に向け沿線自治体と一緒にした要望活動を行い、平成27年度に「象潟～金浦」間が完成・開通しました。

市では現在、幹線道路において通学路やバス路線などの危険箇所の改良を優先的に進めており、今後も既存道路の改築・改良と併せ市民生活の安全確保に努めています。

また、雪対策の推進では、市民から寄せられる除雪要望への対応のため、道路パトロールを強化し、地域の実情に合わせたきめ細やかな除雪作業の実施に努めています。加えて、ロードヒーティングや流雪溝の整備と適正な管理運営を行うとともに、老朽化している除雪機械や融雪施設の更新を進めています。

「鳥海ダムの建設促進」については、快適で安全な市民生活を守る上で重要な社会基盤として治水、利水等の確保を目指しており、平成30年12月の「鳥海ダムの建設に関する基本計画」の告示を受け、地域や市議会などと連携して早期完成に向けた要望活動を行っています。

市民生活の「生活の足」としての路線バスやコミュニティバスのネットワークを確保・維持していくため、本荘地域と周辺地域を結ぶ幹線を運行する路線バスに対し運行費の補助を行い、周辺地域内における幹線は市がコミュニティバスを運行しています。

鉄道では「由利高原鉄道の持続的運行に係る基本合意書」を秋田県・由利本荘市・由利高原鉄道で締結し、経営基盤の安定化を図っています。

また、交通結節点機能の強化となる羽後本荘駅周辺の整備については、東西自由通路等新設及び駅舎橋上化工事に向けたJR東日本との協定を締結し、工事に着手しました。

情報通信網は、近年のインターネットサービスの超高速化の流れに応じて、平成27年度より高速インターネット（200M）サービスを開始するなど、設備の更新・増強を進めてきました。また、居住地域における携帯電話不感地域の解消や公共施設でのWi-Fiアクセスポイントの整備を行い、市民生活の利便性向上を図りました。

○6年間の方向性

多様な交流と産業の活性化を生み出す機能的な社会基盤の整備に向けて、道路網、鉄道、地域交通、高度な情報通信基盤の整備、冬期間の雪対策を着実に推進します。

特に、高齢者の足の確保と交通空白地域に対応するため、地域の実情に応じた持続可能な地域交通の実現を関係機関と連携して取り組みます。

また、CATVの加入促進活動を継続するとともに、既利用者へのサービス向上を図るため、民営化も視野に入れ、より効率的・合理的な運営を進めてまいります。また合併初期に整備した放送・通信機器や伝送路の更新期が近づいていることから、計画的な整備に取り組みます。

○目標と推進施策

目指す姿	地域内及び広域交流の活性化と生活環境の向上
主要施策	施策の概要
2-(3)-① 道路網の整備	1. 日本海沿岸東北自動車道の全線開通に向け、沿線自治体一体となった要望活動による高速交通体系の促進 2. 滞留解消及び高速交通道路へのアクセス円滑化に向けた幹線道路、市道等の計画的な整備 3. 通学路や既存道路の危険箇所の改良による市民生活の安全確保へ向けた整備 4. 交通安全施設の改良 5. 「一番堰まちづくりプロジェクト」に伴う幹線道路の整備
2-(3)-② 鳥海ダムの建設促進	6. 「鳥海ダム建設を促進する市民の会」との連携による要望活動の強化 7. 市・市議会・同盟会等による要望活動の強化
2-(3)-③ 鉄道交通の充実	8. 沿線自治体との一体的かつ効果的な要望活動による羽越本線の高速化及び羽越新幹線建設の促進と利便性の向上 9. 交通結節拠点としての羽後本荘駅周辺整備の推進 10. 由利高原鉄道（鳥海山ろく線）の市民利用と観光利用の促進
2-(3)-④ 地域交通の充実	11. 地域間を結ぶ地域幹線路線の維持確保と交通空白地域の新たな交通サービスの導入 12. 公共交通機関への市民の利用促進 13. 効率的な運行による経費の抑制
2-(3)-⑤ 高度な情報通信基盤の整備	14. 通信環境の格差解消と安定したインターネット通信設備の整備（ケーブルテレビ施設整備事業） 15. 緊急情報等の伝達手段・送信情報の多様化に対応した放送・通信設備の更新（ケーブルテレビ施設整備事業） 16. CATV（ケーブルテレビ）加入促進の強化 17. 携帯電話の不感地域の解消 18. 民の情報リテラシー（情報を活用する創造的能力）の向上
2-(3)-⑥ 雪対策の推進	19. 除雪・融雪の設備、流雪溝の整備 20. 道路パトロールの強化 21. 除雪機械の計画的な更新・購入 22. 共助を必要条件とする除雪機購入への助成 23. 事故防止徹底のための除雪講習会への講師派遣

成果指標	現状値	目標値
公共交通機関カバー率（居住地面積）（%）	74.6% (H30)	78.0% (R7)
市コミュニティバスの乗車率 (乗車人数／運行便数)	2.1 (H30)	2.0 (R7)
都市計画道路整備率（%）	57.4% (R1)	70.0% (R7)
CATV加入率（%）	35.77% (H30)	38.00% (R7)

政策2-(4) 防災・減災のまちづくり

○現状と課題

東日本大震災、御嶽山の噴火、熊本地震、平成30年7月豪雨など、毎年のように全国各地で自然災害が発生しています。

本市の防災・減災体制は、特に、発生が懸念される日本海沿岸域の大地震に対する備えが必要であり、自主防災組織と消防団を中心に訓練などを通じて市民自身の意識向上を図っています。

耐震設計の消防本部庁舎と岩城、大内、東由利、西目の4つの分署の建築が終了しました。消防、救急車両の更新、耐震性貯水槽の設置は国の補助事業を積極的に活用し、計画的に実施しています。

また、消防団車両及び格納庫の更新も計画どおり実施されていますが、市全体の人口減少、高齢化の影響などで消防団員数も減少傾向にあります。

防犯、交通安全対策では、関係機関・団体、地域住民と連携し、定期的な巡回活動やイベント、施設・設備の整備、意識啓発活動に取り組んでいます。

東日本大震災を経験したわが国の防災の考え方は「防災（被害を防ぐ）」に加えて「減災（被害を抑える）」の視点がより重視されるようになりました。

今後は、「自らの命は自らが守る」という原則の浸透を図るとともに、防災機能の一層の強化、分野横断的な連携の強化、集落機能の再生を進め、より安全な地域を形成していくことが必要です。

○6年間の方向性

市民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を浸透させ、災害発生時に市民が適切な避難行動をとれるよう支援します。

また、高齢社会の進展により、災害時には共助の精神をもって近隣で助け合い避難できるよう、地域全体で、市民同士の日常的なつながりを深め、関係機関・団体等との連携強化を図ります。

市民の安心安全な暮らしを支えるため、消防、救急車両の更新と耐震性貯水槽の設置は、今後も国の補助事業を積極的に活用し、計画的な更新、設置を進めます。

また、積極的な消防団員募集を実施しながら、地域の実情に合わせた班の統合も視野に入れ、消防力が低下しないよう設備、車両等の更新、配置を進めます。

○目標と推進施策

目指す姿	市民の安全を支える地域の形成
主要施策	施策の概要
2-(4)-① 市民の安全意識向上	1. 災害、事故、犯罪から自分の身を守る意識の醸成 2. 隣近所、地域での支え合い活動への参加
2-(4)-② 防災体制の強化	3. 日頃からの準備・訓練と自主防災活動の充実による共助体制の構築 4. 同報系防災行政無線やSNSなど多様な手段を活用した住民への情報伝達手段の充実 5. 災害の未然防止のための避難施設、災害発生危険箇所の計画的な整備 6. 避難施設等の公衆無線LANアクセスポイントの整備及び更新 7. 新たな地域防災拠点となる由利本荘総合防災公園の整備 8. 地域防災計画の定期的な改定 9. 企業、地域、団体も含めた防災活動の普及・充実
2-(4)-③ 消防体制の充実	10. 消防、救急車両更新等による常備消防の充実 11. 計画的な設備更新と消防団の班統合の検討等による非常備消防の充実
2-(4)-④ 防犯活動の推進	12. 地域での防犯活動、見守り活動の推進 13. 街路灯、防犯カメラ設置等の施設・設備の整備 14. 消費者行政の推進に向けた啓発、相談、関係機関との連携
2-(4)-⑤ 交通安全活動の推進	15. 交通安全活動の推進 16. 交通安全施設・設備の整備

成果指標	現状値	目標値
自主防災組織率 (%)	90.1% (H 30)	93.2% (R 7)

基本政策3 笑顔あふれる健康・福祉の充実

政策3-(1) 保健・医療の充実

○現状と課題

「健康由利本荘21計画（第2期）」を健康づくりの指針と定め、食生活改善推進員など地域の協力を得ながら、個人、家庭、地域それぞれが自ら健康増進への取り組みができるように、健康の駅を拠点とした広報活動、健康教育、情報発信を展開し、健康づくりの啓発活動を実践しています。

健康診査及び各種検診に関しては、働く世代やライフスタイルに対応できる体制を構築し、受診機会の拡充や受診勧奨を強化しています。

地域医療の充実と地域間格差の解消に向けては、消化管がんの対策事業への支援や再来受診受付機の設置、鳥海診療所の医師確保、医師研修資金貸付制度や医師確保奨学資金貸付制度を活用した医師確保に努めています。また、休日応急診療所及び病院群輪番制により、休日や夜間の救急医療に対応しています。

こうした取り組みの一方で、市民の健康を維持する目安となる健康診査や各種検診の受診率が目標を下回ることも多いことから、市民一人ひとりの健康意識を高め、受診行動につなげていくことが必要であります。

○6年間の方向性

本市の健康政策の目標である健康寿命の延伸は「市民一人ひとりの意思」と「社会支援」が両輪となって初めて達成します。

市民の自発的な健康維持活動を促しながら、市民の健康への関心を高め、健康診査及び各種検診の受診率向上に結びつくよう、積極的な受診勧奨と利用しやすい体制の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大などにより、困り事や心配事など様々な悩みを抱える市民に対して新型コロナウイルス感染症に関連した情報を発信するとともに、関係団体等と連携を図りながら相談等に対応し、こころの健康づくりを推進していきます。

○目標と推進施策

目指す姿	市民の健康を支える保健・医療の充実
主要施策	施策の概要
3-(1)-① 市民自身の健康意識向上	1. ライフサイクルに合わせた健康づくり・健康維持に関する知識の啓発 2. 健康診査・検診の受診促進
3-(1)-② 健康増進支援体制の充実	3. 疾病構造の把握と健康増進対策の推進 4. 市民・地域・関係機関との連携・協働の強化 5. 地域保健活動団体の活動支援と連携強化 6. 健康診査・検診の受診率向上を図り実施体制の連携強化 7. 自発的な健康維持活動の推進 8. 子宮頸がんワクチンに関する正しい知識の普及と啓発 9. 「健康の駅秋田ゆりほんじょう」や由利本荘総合防災公園「由利本荘アリーナ」等を拠点とした健康づくりの推進 10. 誰も自殺に追い込まれることのない健やかさと優しさあふれるこころの健康福祉の推進
3-(1)-③ 医療体制の充実	11. 医療・保健・福祉間相互の多職種連携強化による地域完結型医療の推進 12. 由利組合総合病院のがん拠点病院機能の強化 13. 医師会立看護学校の支援
3-(1)-④ 救急医療体制の強化	14. 夜間、休日診療体制の強化・継続 15. 救急救命士の養成、有資格者の採用 16. 全署所の高規格救急車配備の維持
3-(1)-⑤ 経済的負担の軽減	17. 各種助成・給付の継続

成果指標	現状値	目標値
健診受診率（特定健康診査）（%）	31.9% (H 30)	42.0% (R 7)
各種がん検診受診率（%） 肺がん 胃がん 大腸がん 子宮がん 乳がん	3.9% 9.3% 11.7% 9.1% 13.2% (H 29)	9.9% 11.3% 12.7% 15.1% 19.2% (R 7)

政策3-(2) 子ども・子育て支援の充実

○現状と課題

本市の子育て支援政策は、出生率の向上だけが目的でなく、「由利本荘市子ども条例」の理念のもと、子どもが家族と地域に見守られて健やかに成長できるよう、社会全体で「子どもが主人公（チルドレンファースト）」のまちづくりが実践されることを目指しています。

妊娠や子育てに関する悩みや不安を抱えている人の増加が見られ、支援を必要とする家庭の早期把握が求められています。子育てにおける孤立化を防ぐために、各種健診や相談・訪問事業等の支援の充実が必要です。

周産期の支援では、秋田県産婦人科医会の協力の下、妊婦健康診査の費用助成やマタニティ教室を行っており、妊婦や夫婦の心の支えとなっています。平成25年度から実施している不妊及び不育症治療助成事業への理解が深まり、申請者も増加しています。

乳幼児期・学童期の支援では、待機児童を出すことなく保育所で受け入れているほか、学童施設を全小学校区に設置し、適切な利用支援を実施しています。また、各種相談に対応するため、子育て支援課内に家庭相談員2名と母子父子自立支援員1名を配置しています。

市民の要望も高い経済的支援は、第2子10万円、第3子以降20万円の市独自の「子育て支援金」の支給や、国の基準額より低い保育料設定を継続しているほか、平成24年8月からは、小学校6年生まで、さらに平成27年4月からは中学校3年生まで医療費無料化を拡大するなど、幅広い負担軽減策を実施しています。

発達・相談支援では発達支援相談員1名を配置し、子どもの発達に応じた専門的な支援体制を関係機関と連携しながら構築するとともに、不登校、児童虐待、ドメスティックバイオレンス(DV)（注30）などにも、学校、女性相談員、児童相談所などと緊密に連携して取り組み、子どもの人権尊重と保護者の不安解消に努めています。

今後は、子どもを産み育てやすい由利本荘市の実現に向けて、保健、福祉、医療のみならず、社会基盤、生活環境、労働環境を含め、市全体で子どもの健やかな成長を支援する体制を充実していくことが重要であります。

○6年間の方向性

市民からの要望の高い保育所入所を始めとする子育て支援施設の充実を図るとともに、経済的支援である医療費助成をさらに高校生年齢まで拡大し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の普及も含め、総合的かつ包括的な子育て支援政策へつなげ、子どもが安心して成長できる、子育ての喜びあふれる社会の形成に取り組みます。

また、若者の出会いから結婚・妊娠・出産・育児の希望をかなえるために切れ目のない支援の充実を図り、子育てに優しい地域全体で育てる環境づくりに努めます。

注30 ドメスティックバイオレンス：家庭での子どもへの暴力や夫婦間の暴力を含む、親密な関係にあるパートナーからの暴力のこと。

○目標と推進施策

目指す姿	子育ての喜びあふれるまちづくり
主要施策	施策の概要
3-(2)-① 出会いから結婚・妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> 若者が集う機会の提供等による独身男女の出会い・結婚支援 不妊・不育症治療費助成の充実 母子保健事業の充実 定期的な情報提供、相談支援の充実 子どもの発達への継続的な支援 子育て支援ネットワークづくりの推進 子育てサポーター（注31）養成講座の充実やファミリー・サポート・センター（注32）事業の推進 関係機関との連携強化 家庭や企業に対する「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及 ひとり親家庭の支援 小児医療及び小児救急医療体制の充実 乳幼児の予防接種助成の拡充
3-(2)-② 児童から思春期の健全育成環境の向上	<ol style="list-style-type: none"> 放課後児童対策、健全育成環境の充実 いじめ防止、児童虐待防止の推進 学校・家庭・地域・関係機関との連携強化 児童と地域の交流
3-(2)-③ 子育て支援施設の整備・充実	<ol style="list-style-type: none"> 保育所、認定こども園等の計画的な整備・充実 保育士確保に向けた取組の推進 親子が自由に遊べる子育て支援の拠点施設の整備と遊休施設の利活用 幼児・児童が安全に利用できる遊具等の整備・更新
3-(2)-④ 経済的負担の軽減	<ol style="list-style-type: none"> 医療費助成の高校生年齢までの拡充 安心して子どもを産み育てることのできる支援の充実 各種助成・給付の継続

成果指標	現状値	目標値
地域子育て支援拠点事業実施数（箇所）	全地域 (H 30)	4箇所 (R 7)
ファミリー・サポート・センター登録会員数（人）	304人 (H 30)	180人 (R 7)
保育所入所児童数（人）	2,320人 (H 30)	1,530人 (R 7)
一時預かり事業実施数（箇所）	25箇所 (H 30)	24箇所 (R 7)

注31 子育てサポーター：子育て中の人の協力者として、身近な地域で子育てやしつけについての相談相手となったり、子育て支援情報を提供したりする人のこと。

注32 ファミリー・サポート・センター：子育てが援助できる人（提供会員）と、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）が会員となって、住民同士で相互に助け合う民間組織のこと。

政策3－(3) 高齢者福祉の充実

○現状と課題

本市の65歳以上人口は、全国（2042年）よりも20年以上早い、令和2年をピークに減少局面に入ると推計されておりますが、一人暮らしを含む高齢者のみの世帯や医療及び介護ニーズを併せ持つ高齢者、認知症高齢者等は、引き続き増加するものと見込まれております。

高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自らの能力を最大限に活かしながら「生きがい」を持って主体的に暮らし続けられるよう、地域住民、民間、行政等による多様なサービスが切れ目無く提供される体制を築くとともに、生きがいづくりや介護予防の拠点となる施設を適切に維持運営することで、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

生きがいづくりについては、一人ひとりが介護予防に取り組むと同時に、高齢者の社会的孤立を防ぐため「居場所づくり」がより一層重要となっており、町内会などが自主的に実施する地域ミニデイサービス^(注33)活動の更なる拡充を図り、自助・互助の体制づくりの担い手として主体的な運営を推進しています。

医療や介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、地域包括支援センターを4箇所のブロック体制とし、高齢者や家族が気軽に相談できる身近な相談窓口を各地域に設置しています。

介護保険事業は保険者である広域市町村圏組合と連携し、介護予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業に移行しサービス類型も多様化しており、要支援認定者や事業対象者が必要なサービスをより適切に利用できるようになるなど、高齢者の自立促進や介護予防につながっています。

また、定期的な地域ケア会議を通じ多職種の連携を図りながら、在宅支援の強化と適正な介護サービスを提供しています。

超高齢社会を迎えた今、人口減少に歯止めをかける取り組みに加え、「元気で活力に満ちた高齢者の増加」という社会を形成することが重要であり、生きがいづくりと地域包括ケアシステム^(注34)を中心とする施策を推進していく必要があります。

○6年間の方向性

団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、介護予防に向けた取り組みを実施し、自立支援や重度化予防につなげていく必要があります。そのため、医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせて提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる充実を図り、包括的な支援体制を強化していきます。

また、元気な高齢者が地域の生活支援の担い手として活動することで、地域住民が「お互いさま」の気持ちで助け合い・支え合いのある地域づくりを進めます。

注33 ミニデイサービス：地域の中で高齢者が定期的に集まり、季節行事や楽しい交流を通じて、閉じこもり防止、介護予防を行う事業で、地域主体で運営される事業のこと。

注34 地域包括ケアシステム：地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供する仕組みのこと。

○目標と推進施策

目指す姿	地域住民が安心して心豊かに暮らせる社会の形成
主要施策	施策の概要
3-(3)-① 生きがいづくりの支援	1. 高齢者の就労機会の拡充 2. 地域での多様な社会参加活動の拡充 3. 地域ミニデイサービス活動の充実
3-(3)-② 介護予防の推進	4. 一般介護予防事業の充実 5. 介護予防、生活支援サービス事業の充実 6. 認知症予防対策、認知症を支える地域支援の充実
3-(3)-③ 希望に沿ったサービスの充実	7. 支援体制の充実強化 8. 住民主体による多様なサービスの創出 9. 生活支援の担い手の育成 10. 住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的提供を目指す、地域包括ケアシステムの構築
3-(3)-④ 経済的負担の軽減	11. 各種助成・給付の継続

成果指標	現状値	目標値
認知症サポーター数（人）	9,672人 (H30)	16,000人 (R7)

政策3－(4) 障がい者福祉の充実

○現状と課題

わが国は平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。条約批准にあたり、リハビリテーションとノーマライゼーションを基本理念とする障害者基本法の改正と障害者総合支援法の制定を中心に、障がい者施策全般にわたる法制度の整備を進めてきました。

本市の障がい者福祉政策は、平成30年4月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに障がい児に対する支援のニーズ多様化に対応するため、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築を実施しています。

福祉サービスの利用者は年々増加傾向にあります。居宅介護などの訪問系サービスや生活介護や就労支援事業などの日中活動系サービスのほか、障害児通所支援などを提供できる体制が整っています。

また、平成28年4月に民間事業所が開設した由利本荘地域生活支援センターを地域生活支援拠点の中心として、障がい者の高齢化や重度化、「親亡き後」に備えるとともに障がい児・者の地域生活支援の体制について、個々のニーズに応じた福祉サービスの提供を行っています。

障がい者福祉は、従来の障害者手帳を所持している人のほかに、難病、発達障がい、高次脳機能障がいの状態にある人など、支援対象が広がっていることを踏まえ、今後は、一人ひとりの状況の迅速な把握を始め、地域生活基盤の充実、障がいや病気に対する理解と支援体制の充実が重要であります。

○6年間の方向性

一人ひとりの状況に継続的な支援を行うためには、地域における障がいや病気に対する理解をより一層深めるとともに、障がいや病気にかかわらず、本人の意志を尊重した生活を支える総合的な支援体制の充実を図ります。

また、障がい者自身が自立して暮らしていくため、企業や学校、関係団体、地域と連携して教育環境、就労環境の充実を図ります。

○目標と推進施策

目指す姿	障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現
主要施策	施策の概要
3-(4)-① 障がい児支援の充実	1. 一人ひとりの発達に応じた継続的な相談支援体制の充実 2. 親同士の交流の充実 3. 乳幼児期の相談支援、学校の特別支援教育の充実 4. 障がい児通所支援事業所の充実
3-(4)-② 自立生活を支える環境の充実	5. 様々な交流、スポーツ、社会参加機会の充実 6. 相談支援の強化 7. 障がい福祉サービスの充実 8. 障がい者の就労支援の充実 9. サービス事業者・関係機関の連携強化 10. 市民の障がいに対する正しい理解の普及促進 11. 一人暮らしの障がい者への生活支援の充実
3-(4)-③ 経済的負担の軽減	12. 各種助成・給付の継続

成果指標	現状値	目標値
交流活動やスポーツ教室等に参加した年間延べ障がい者数（人）	503人 (H30)	450人 (R7)
グループホーム年間実利用者数（人）	106人 (H30)	128人 (R7)
就労支援サービス年間実利用者数（人）	198人 (H30)	250人 (R7)

政策3－(5) 地域福祉・社会保障の推進

○現状と課題

急激な少子高齢化の進展や人口減少社会により、家族形態もいわゆる核家族からひとり暮らし世帯などの、より小規模な構成に変化してきています。

本市では、具体的な行動計画である市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を包含した地域福祉の基本方針となる「地域福祉計画」を策定し、これまで培われてきた地域の絆を活かす「共に生きる」社会の形成を進めています。

しかしながら、全国と同様、本市においても、古来の伝統的な家庭の機能が弱体化し、「共に支え合い・助け合う」といった意識の低下が地域や家庭での「人間関係の希薄化」を進行させる要因となっています。さらに、かつての地域社会では当たり前であった近隣の見守りといった「地域の支え合い機能」が弱まり、福祉課題を抱えた人の発見が遅れるという事態が生じています。

一方では、家族の介護や自身の病気などをきっかけに近所づきあいが疎遠になったり、それ自体を煩わしく感じるようになり、社会との関わりを持てないなど、いわゆる「孤立」や「ひきこもり」「生活困窮」といった新たな福祉課題を生んでいます。

今後は、多様化する取り組みに対し、公的な福祉サービスによる支援体制を強化していくことが重要であります。また、市民一人ひとりが自らの問題として認識を共有し、地域社会の担い手として知恵を出し合い、相互の支え合いや市社会福祉協議会と住民、関係機関との協働により、解決に取り組む意欲を高めていくことも求められます。

○6年間の方向性

市社会福祉協議会を中心に、市民同士が支え合う体制の一層の充実を図ります。

意欲のある生徒や学生、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人が活躍できる場を増やしながら、多様な福祉ニーズに対応できる専門的な知識や技術を持った人材の確保と育成を図ります。

国の社会保障制度の運用においては、市民一人ひとりの状況をきめ細かく把握し、適正な給付と負担の実施に努めます。

○目標と推進施策

目指す姿	地域の絆を活かす「共に生きる」社会の形成
主要施策	施策の概要
3-(5)-① 地域福祉を担う人財の育成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉協議会、民生委員児童委員活動の充実 2. ボランティア活動の活性化に向けた講座の開催、活動機会の充実、ボランティアセンターの設置 3. 介護支援ボランティア（注35）の養成 4. 学校と連携した福祉教育の充実 5. 多様な福祉ニーズに対応できる専門的な知識や技術を持った人財の育成 6. 手話通訳者の常時配置
3-(5)-② 地域福祉ネットワークの充実	<ol style="list-style-type: none"> 7. 総合的な相談体制の充実に向けた関係機関との連携強化による情報提供、サービス間調整の推進 8. 地域の相互支援と問題解決が出来る地域づくりに向けた支援
3-(5)-③ 避難行動要支援者対策の充実	<ol style="list-style-type: none"> 9. 緊急時の避難支援体制の強化 10. 心身の状態に配慮した避難施設の確保
3-(5)-④ ユニバーサルデザインの環境整備	<ol style="list-style-type: none"> 11. 幼児、高齢者、障がい者等が安心して暮らせる生活環境の整備
3-(5)-⑤ 社会保障制度の運営	<ol style="list-style-type: none"> 12. 生活困窮者の実態把握、相談支援、適切な給付 13. 国民健康保険の適切な運営

成果指標	現状値	目標値
ボランティア登録団体数（団体）	69団体 (H30)	75団体 (R7)
ボランティア登録者数（団体構成員含む）(人)	8,305人 (H30)	8,350人 (R7)

注35 介護支援ボランティア：高齢者が高齢者施設等でのボランティア活動を通じて、介護保険料や介護サービス利用料等に充当できるポイントを付与することにより、介護予防や社会参加を促す制度のこと。